

## 原子力災害対策指針（改定原案）のポイント

平成25年1月30日  
原子力規制庁

○平成24年10月31日に原子力災害対策指針が策定されたが、その際、内容の充実のため更なる議論が必要な事項を検討課題とした。

○このたび、その検討課題のうち、①原子力事前対策の在り方、②緊急被ばく医療の在り方、③緊急時モニタリング等の在り方のうちSPEEDIに係る事項、④東京電力株式会社福島第一原子力発電所への対応については、検討チーム等において検討を進めてきたところ、その結果がとりまとまったため、以下のとおり、指針に反映を行う。

### 1. 原子力災害事前対策

○緊急時における判断及び防護措置実施基準の具体化【P. 8～P. 16】

- ・緊急事態の初期対応段階を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態に区分して、各区分を判断する際の施設の状況（EAL：緊急時活動レベル）の考え方及び各区分に応じた主な防護措置について記載。
- ・全面緊急事態に至った後、放射性物質が環境中に放出された後の適切な防護措置の判断基準となる空間放射線量率等（OIL：運用上の介入レベル）の考え方及び各数値に該当した際の主な防護措置について記載。

### 2. 被ばく医療

○被ばく医療体制の整備【P. 23～25、P. 40】

- ・救急・災害医療組織を最大限に活用するとともに、周辺地方公共団体を含む広域の医療機関が連携することなどについて記載。

○安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備【P. 25～26、P. 38～39】

- ・PAZ域内については住民等への事前配布の導入、PAZ域外については地方公共団体による備蓄等を行うことなどについて記載。

○スクリーニングの実施体制の整備【P. 40～42】

- ・内部被ばくの抑制、皮膚被ばくの低減、汚染拡大の防止などのための避難所等における具体的な体制などについて記載。

### 3. その他

#### ○SPEEDIの活用について【P. 33】

- ・放射性物質の放出状況（ソースターム情報）の逆推定や、気象予測の結果を防護措置の実施等の参考情報に活用することについて記載。

#### ○東京電力福島第一原子力発電所事故への対応について【P. 47～P. 51】

- ・特定原子力施設の指定に伴い、原子力災害対策重点区域や特定事象の通報対象を他施設とは区別した検討が必要であることや、避難の実態等を踏まえた原子力災害事前対策及び緊急事態応急対策が必要であることについて記載。

### 4. 今後の予定

- |          |                    |
|----------|--------------------|
| 1月30日（水） | 原子力規制委員会において改定案を提示 |
| 1月30日（水） | パブリックコメント開始        |
| 2月12日（火） | パブリックコメント〆切        |
| 2月20日（水） | 原子力規制委員会において改定案を決定 |

※今後、本改定に伴う原災法施行令改正等の所要の整備を予定。

以上

表 2 緊急事態区分と EAL について

現行の原災法等における基準を採用した当面の EAL		緊急事態区分における措置の概要
緊急事態区分	警戒事態	<p><b>原子力規制委員会初動マニュアル中の特別警戒事象を採用</b></p> <p>①原子力施設等立地道府県<sup>※1</sup>において、震度6弱以上の地震が発生した場合</p> <p>②原子力施設等立地道府県<sup>※1</sup>において、大津波警報が発令<sup>※2</sup>された場合</p> <p>③東海地震注意情報が発表された場合<sup>※3</sup></p> <p>④原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対応室長が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等<sup>※4</sup></p> <p>⑤その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合</p>
	施設敷地緊急事態	<p><b>原災法 10 条の通報すべき基準を採用（一部事象については、全面緊急事態に変更）</b></p> <p>①原子炉冷却材の漏えい。</p> <p>②給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不 작동。</p> <p>③蒸気発生器へのすべての給水機能の喪失。</p> <p>④原子炉から主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留熱除去機能喪失。</p> <p>⑤全交流電源喪失（5分以上継続）。</p> <p>⑥非常用直流母線が一となった場合の直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続。</p> <p>⑦原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下。</p> <p>⑧原子炉停止中に原子炉を冷却するすべての機能が喪失。</p> <p>⑨原子炉制御室の使用不能。</p>

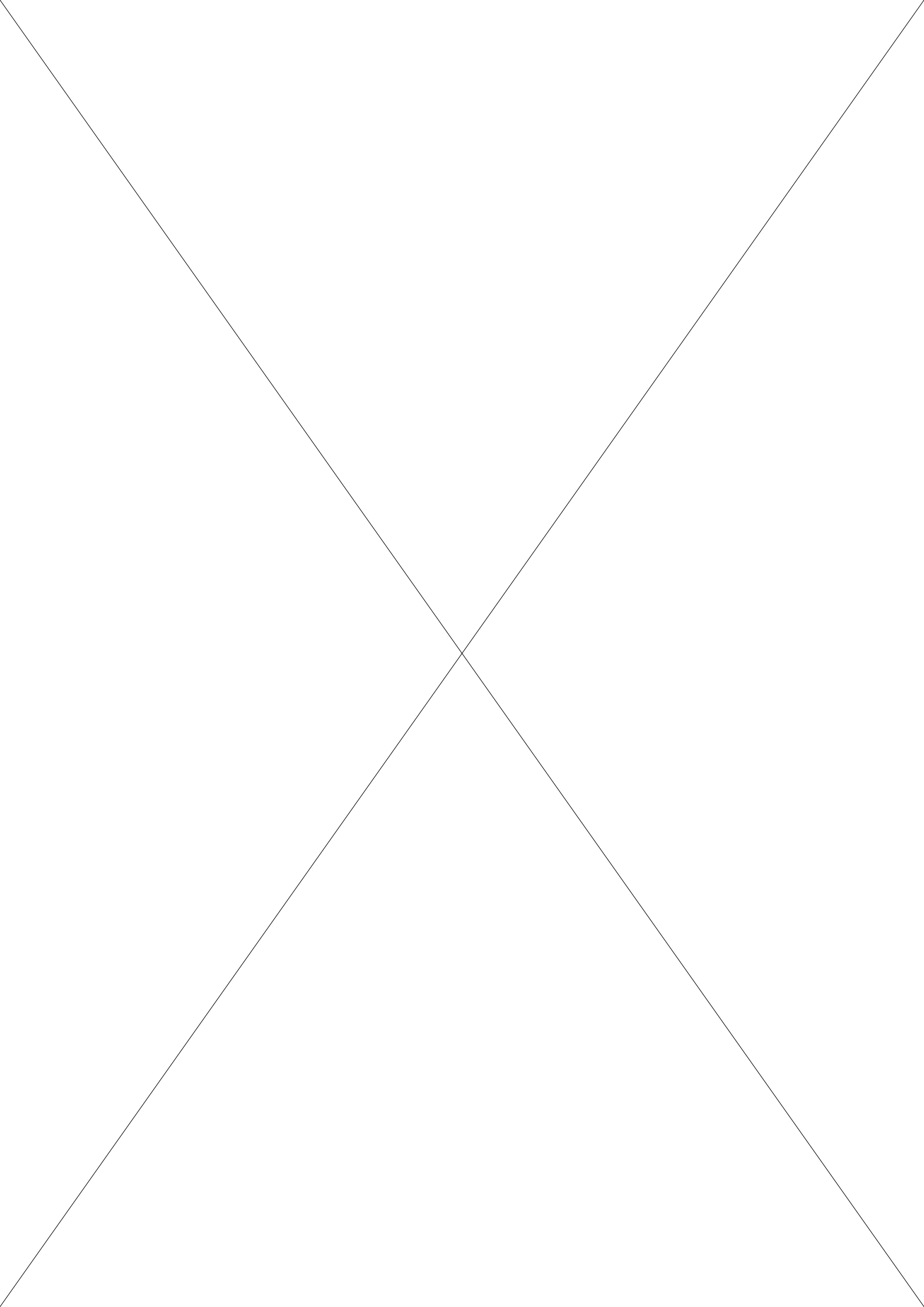


図1 防護措置実施のフローの例

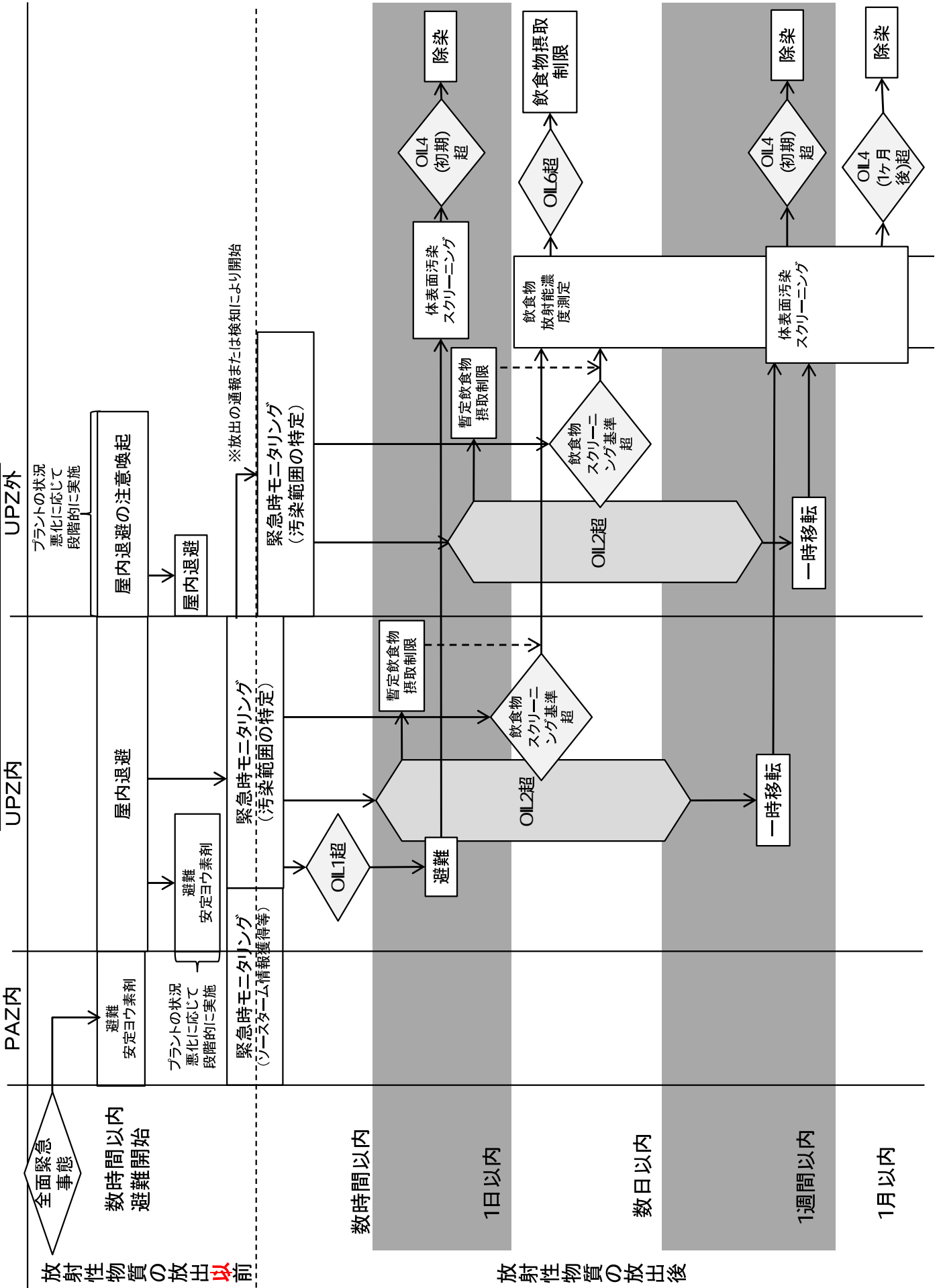
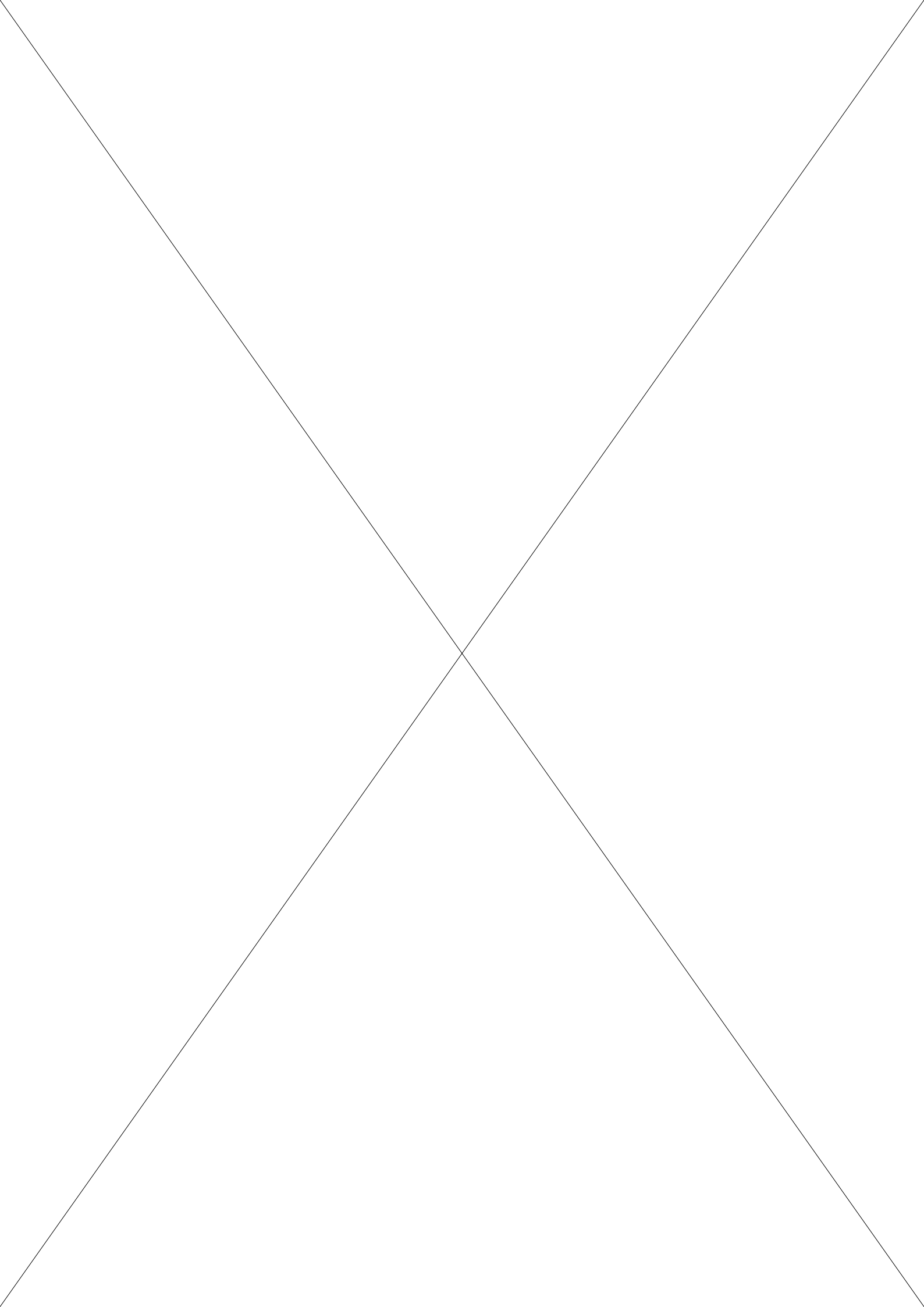


表3 O I L と防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>*1</sup>	防護措置の概要	
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>*2</sup> )	数時間内を目的に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)	
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線：40,000 cpm <sup>*3</sup> (皮膚から数 cm での検出器の計数率) $\beta$ 線：13,000cpm <sup>*4</sup> 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。	
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>*5</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>*2</sup> )	1日内を目的に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。	
飲食物摂取制限 <sup>*9</sup>	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h <sup>*6</sup> (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>*2</sup> )	数日内を目的に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。	
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 <sup>*7</sup>	飲料水 牛乳・乳製品 野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg <sup>*8</sup>
			放射性セシウム プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	200Bq/kg 1Bq/kg	500Bq/kg 10Bq/kg
	ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	取制限を迅速に実施。	







親子が事業者、個人、地方公共団体が関与することを想定した不慣習策(2/2)

注)本アンケートは生主体の一般的な行動を示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて別種措置による各主体の行動をとることとする。

		PAZ(半径0.5km)※2				UPZ(半径1-4km)				UPZ外(半径500m)			
		情報提供	モニタリング※1	別種措置	情報提供	モニタリング※1	別種措置	情報提供	モニタリング※1	別種措置	情報提供	モニタリング※1	別種措置
0-11	親子が事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	個人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
0-14	親子が事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	個人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
0-18	親子が事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	個人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
※3... 緊急事態区分の全面無条件においてUPZ内は避難を強制して、その外は、													